

# 委員会 レポート

委員会活動として閉会中に行った所管事務調査(※)の内容を、総務産業常任委員会は第1回定例会において報告しました。  
※内容は要約されています。報告書の全文はホームページでご覧になれます。



担当課から説明を受けて調査を実施

本町のふるさと納税は、返礼品提供事業者に資することを目的としている。寄附受入額を増やすには、提供できる商品数の確保が課題であるが、本来の意義を尊重し、持続可能な取り組みを進めている。ふるさと納税制度は、寄附額や返礼品競争に目が行きがちであるが、「納税者が寄附先を選択することによって、税の使われ方を考えるきっかけになる」「生まれ故郷、お

**【総括】**  
関係者の努力により寄附金の受入額が増えていること、寄附による貴重な財源を子育て支援事業、第九文化継承事業、アイスパリーナ整備事業などへ効果的に活用していること、寄附金の活用内容

## ふるさと納税の取り組み

調査日 令和2年1月21日

世話になった地域、応援したい地域の力になれる」「地域の在り方を改めて考えるきっかけになる」という3つの意義があると言われている。今後も引き続き寄附額の増加に向けて努力を重ねるとともに、これらの意義を尊重しつつ、中長期的な視点に立ち、返礼品提供事業者と連携しながら、本町へのふるさと納税を広く訴えていくことのであった。

を寄附者へ報告していることなど、本町のふるさと納税の取り組みについて一定の理解をした。委員からは、「地域・イベント等の情報発信も併せて力を入れるべきではないか」「返礼品が目当てではなく、町の目的に沿った寄附を募ることはできないか」などの意見が出た。ふるさと納税の取り組みを通じて全国の人々に発信を続け、本町を知ってもらおう、特産品を買ってもらうことにより、町内事業者の売上拡大とともに地域の活性化につながることを期待する。本町には他町にない素晴らしい資源がたくさんあるので、ふるさと納税活性化協議会を中心にいろいろなアイデアを出し合い、新商品の開発、地域資源の掘り起こしなどに努められることを望みます。調査報告とする。

## 消防団との連携強化を

### 町長 積極的に取り組む



高橋 政悦 議員

**問** 常備消防の広域再編として、平成28年度にとかち広域消防事務組合がスタートし、4年が経過しようとしている。一方、旧西十勝消防組合傘下にあった消防団は、構成市町村組織下に置かれ、効率化を目指した常備消防組織とは逆行し、「自衛消防」そのものであり、指揮命令系統も複雑であるように見受けられる。広域化後5年で統一平準化を目指すとしていた体制の現状と、5年目を迎える来年度に行うべき課題を問う。



清水消防署

**町長** 広域化により、消防本部機能の統合、消防・救急無線のデジタル化共同整備、通信指令業務の一元化、市町村管轄の境界線を越えた出動体制の確立など、一定の効果は得られている。現在さらには「自衛消防方式」と言われる消防署の行財政運営を構成市町村の権限で執行する体制を見直す検討を継続して実施しており、広域化運用開始後5年時点での統一を目指すとしていた7件の事業について協議を進めている。今後も引き続き運営方法の課題解決に向けて協議を進めていく。

**問** 災害時初動体制を担う消防組織として、消防署と消防団の連携、住民の安全・安心確保に向けて、本町のなすべき今後について問う。

**町長** 地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において地域外の人材を積極的に受け入れ、地域活動を行ってほしい、その定住・定着を図ることと意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的として平成21年から運用された制度であり、本町も平成22年より受け入れ、現在も継続されている。本来なら、新たな事業を興そうとする若者たち

**町長** 要員動員力、地域密着性、即時対応力を備えた消防団組織は重要な存在である。今後も消防団と消防署を束ね、サポートするスキルが自治体側には求められると考えるが、そこがあまり考慮されずに配属先が選定されており、業務内容が限定されているように感じる。結果として、協力隊員自身がイメージしていた活動ができずにいると感じるが、現状に対して、行政の考え方を問う。

**町長** 採用にあたっては、面談等で勤務条件を伝えただけで職務を遂行していた

だっているが、現実的に本人のイメージに合わないことは当然ある。その際は面談等により適宜相談に乗り、必要な研修、支援セミナー等があれば、できる限り協力する。今後においては配属先も含め本人の希望を聞き、起業や事業承継に要する経費等の予算措置も考えていく。また、指摘された点にも配慮しながら、地域おこし協力隊員の才能や能力を生かした活動ができるよう、さらに研さんを重ねる。

## 地域おこし協力隊へ配慮を

### 町長 配属先も含め本人の希望を聞く

## これってなあに？ 所管事務調査

常任委員会と議会運営委員会は、委員会条例で規定された当該委員会の所管に属する事項について自らの判断で調査することができます。

この所管事務調査を行う場合には、委員会において①調査をしようとする事項、②目的、③方法、④期間、等を決定し、その旨を議長にあらかじめ通知しなければなりません。

清水町議会では、積極的に所管事務調査を活用し、閉会中も常任委員会を開催しています。

必要に応じて他町村等へ委員を派遣し、先進地の取組状況の調査、情報収集、意見交換なども行っています。

## 閉会中の委員会活動

6月定例会までの調査事項は次のとおりです

### 総務産業常任委員会

- ・ ニンニク産地化の取り組みについて
- ・ その他所管に関する事項について

### 厚生文教常任委員会

- ・ 新保育所・御影こども園・幼稚園の運営について
- ・ その他所管に関する事項について

### 広報広聴常任委員会

- ・ 議会広報紙の編集及び発行について
- ・ その他議会の広報及び広聴に関する事項について

### 議会運営委員会

- ・ 議会の運営とその諸規定について
- ・ 議長の諮問に関する事項について